$N_{14}$＝0.0126

$N_{15}$＝0.0136

$N_{16}$＝0.0153

$N_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0109

　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0163

$N_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0113

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0155

$N_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0039

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0039

$N_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0036

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0036

$N_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0034

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0033

$O_n$　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

$P_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0568

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.1008

$P_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0180

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0180

$P_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0160

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0160

$P_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0154

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145

$Q_n$　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額

$R_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

$S_n$　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債等（過疎対策事業債及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額

$T_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

$U_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（ＩＳ値0.3以上）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から平成21年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額

$V_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0283

　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0387

$V_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0098

　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0098

$V_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0090

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0090

$V_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0086

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0083

$W_n$　地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（ＩＳ値0.3未満）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額

$X_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0125

　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0125

$X_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0120

　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0116

Ｙ　昭和46年度から昭和60年度までの各年度において、当該年度の旧生徒急増区域を包括する市町村が当該旧生徒急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和46年度、昭和47年度及び昭和50年度から昭和60年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、Ｂにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債並びに昭和59年度及び昭和60年度に取得した学校用地面積が2,000平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和61年度から平成10年度までの各年度において、過去生徒急増市町村（昭和48年度から平成10年度までの間において生徒急増市町村（生徒急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在の生徒数が３年前の５月１日現在の生徒数に比し、15パーセント以上かつ150人以上、10パーセント以上かつ250人以上又は５パーセント以上かつ500人以上増加している市町村（指定都市の区のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需